

諏訪地域障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、諏訪地域障がい者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 協議会は、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村が共同で設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例の共有
 - (2) 障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発
 - (3) 障害者差別及び合理的配慮の提供の実態の把握及び分析に関すること
 - (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関すること

(組織)

- 第3条 協議会は、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会権利擁護委員会委員を協議会委員として組織する。
- 2 協議会に会長及び副会長を各1人置き、権利擁護委員会委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

(会議)

- 第4条 会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。
- 2 協議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

(守秘義務)

- 第5条 委員及び会議に出席した者は、会議に出席したことによって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年 5 月 31 日から施行する。